

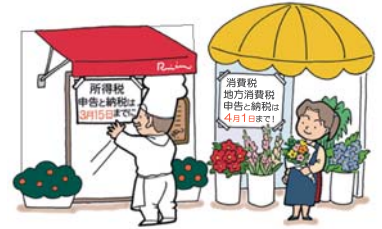
洲本税務署からの **お知らせ**

平成30年分の所得税等の確定申告について

所得税等の申告と納付の期限

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の申告相談及び提出は、**平成31年2月18日(月)から3月15日(金)まで**です！

※ 還付を受けるための申告書は、2月15日(金)以前でも提出することができます。



●平成30年分 申告と納付の期限

税 目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)	贈与税
申告と納付の期限	3月15日(金)	4月1日(月)	3月15日(金)

納税には、便利な「振替納税」又は「QRコードを利用したコンビニ納付」の利用を

所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、「振替納税」や「QRコードを利用したコンビニ納付」を利用いただけます。

●振替納税

以下の振替日に、指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる制度です。

なお、初めて利用される方は、預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を作成の上、申告書と併せて3月15日(金)までに提出してください。

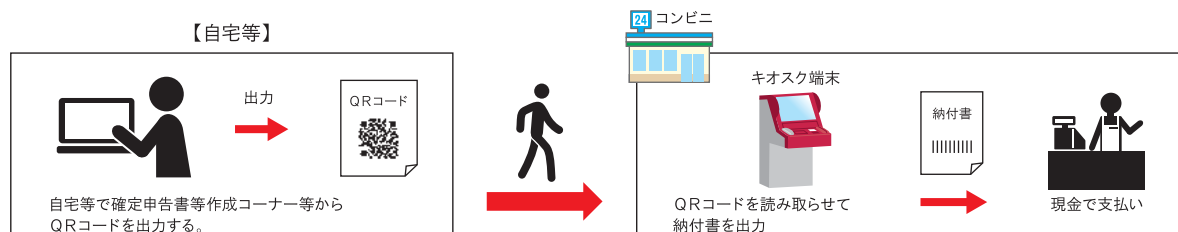
税 目	所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税 (個人事業者)
振替日	4月22日(月)	4月24日(水)

●QRコードを利用したコンビニ納付

自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することにより可能となります。

利用可能なコンビニエンスストアについては、国税庁ホームページをご確認ください。

なお、納付できる金額は、QRコード1件につき30万円以下となります。



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号）☎0799-24-1212（代）

申告書の作成は自宅（国税庁ホームページ）で

申告書は、**自宅（国税庁ホームページ）**で作成できます！

●ご自宅でも、簡単・便利!!

さらに平成31年1月からe-Taxの利用手続きが便利になります。

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!

①マイナンバーカード

②ICカードリーダー

- ・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
- ・既にe-TaxのID（利用者識別番号）を取得している方もe-TaxのID・パスワード（暗証番号）が不要になります。



マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方は…

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した

①ID（利用者識別番号）

②パスワード（暗証番号）

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。



●いつでもどこでもスマホで申告!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して**e-Taxで送信すれば申告完了!**（ICカードリーダー不要）
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要!**（自宅で保管する必要があります）
- 申告書の控えはPDF形式で**スマホに保存!**

※ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※タブレット端末からもご利用いただけます。

印刷も要らなくなるんだね。



●ご不明な点などは、まず電話でご確認!!

【作成コーナーの操作方法などに関する質問】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

【マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定などに関するご質問】

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

【税務相談などに関するお問合せ】

電話相談センター及び洲本税務署 ☎0799-24-1212

洲本税務署からの **お知らせ**

申告に当たっての留意事項

●マイナンバー（個人番号）の記載が必要です！

申告書等には、申告される方のマイナンバーのほか、配偶者の方や扶養親族の方（16歳未満の扶養親族を含む。）、事業専従者の方のマイナンバーの記載が必要です。

また、亡くなられた方の申告書の場合は、相続人の方のマイナンバーの記載が必要です。



●事業や不動産貸付等を行う方は、記帳と帳簿等の保存が必要です！

青色申告の方や消費税の課税事業者の方だけでなく、農業や不動産貸付等を行っている方も、申告の有無にかかわらず、記帳と帳簿等の保存が必要となります。



●課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税対象となります！

平成28年分の課税売上高が1,000万円を超える場合又は平成29年1月1日から平成29年6月30日の課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の確定申告が必要となります。



●個人の方から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります！

平成30年1月1日から平成30年12月31日の間に贈与を受けた財産の価額の合計額が、基礎控除110万円を超える場合は、贈与税の確定申告が必要となります。



●医療費控除の明細書の添付が必要となりました！

平成29年分の確定申告から医療費控除を申告する際は、領収書の提出に代えて医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。



●国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等を印刷して郵送等で税務署に提出することができます！

【提出先】 〒656-8656 洲本市山手1丁目1番15号
洲本税務署



お問い合わせ先

洲本税務署（洲本市山手1丁目1番15号）☎0799-24-1212(代)

申告書の作成に当たって相談が必要な場合は

申告相談を希望される方は、 相談会場をご利用ください！

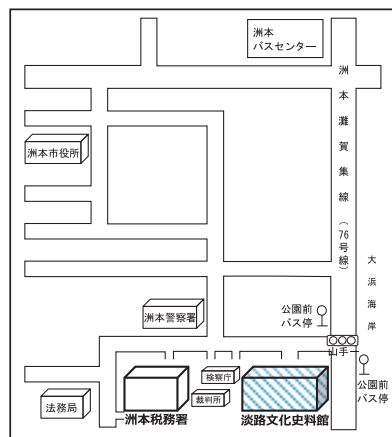
税務署では、申告相談を行っておりません（作成済みの申告書等の提出、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います）ので、ご注意ください。

また、相談の際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。

注：いずれの会場も混雑の状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

●淡路文化史料館

相談受付時間	2月18日(月)～3月15日(金) 9時～16時 ※土・日は開設しておりませんので、ご注意ください。
開設場所	「淡路文化史料館」 洲本市山手1-1-27 (公園前バス停すぐ・史跡洲本城内)



●税理士による地区相談会場（会場には税務署の職員はおりません。）

地区	開設日	場所
淡路市	2月 18日(月)、19日(火)、 20日(水)、25日(月)、 26日(火)、27日(水)	淡路市役所 本庁1号館2階大会議室 (淡路市生穂新島8番地)
南あわじ市	2月 18日(月)、19日(火)、 22日(金)、25日(月)、 26日(火)	南あわじ市役所 第2別館3階多目的ホール (南あわじ市市善光寺18-27)
	3月 1日(金)	

- 地区相談会場の相談受付時間は、9時から16時までですが、税理士による相談は、午前は9時半から、午後は13時からです。
- 地区相談会場では「消費税、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等」の相談は行っていません。

